

議案第6号

墨田区公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区公告式条例の一部を改正する条例

墨田区公告式条例（昭和25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「基く」を「基づく」に改める。

第2条第2項中「公布は、」の次に「区のウェブサイトに掲載し、又は」を加える。

第3条から第5条までを次のように改める。

（区長の定める規則の公布）

第3条 区長の定める規則（以下「区規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、区規則について準用する。

（区長の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、区長の定める規程（区規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、区の機関（区長を除く。以下同じ。）の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「区長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第6条中「規則又は区」を「区規則若しくは区」に、「若しくは規程」を「又はその他の規程で公表を要するもの」に改める。

付 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の進展等を踏まえ、区民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、条例及び規則の公布等を区のウェブサイトでも行うことを可能とするほか、規則の公布等を行おうとするときの区長の署名等を不要とする必要がある。